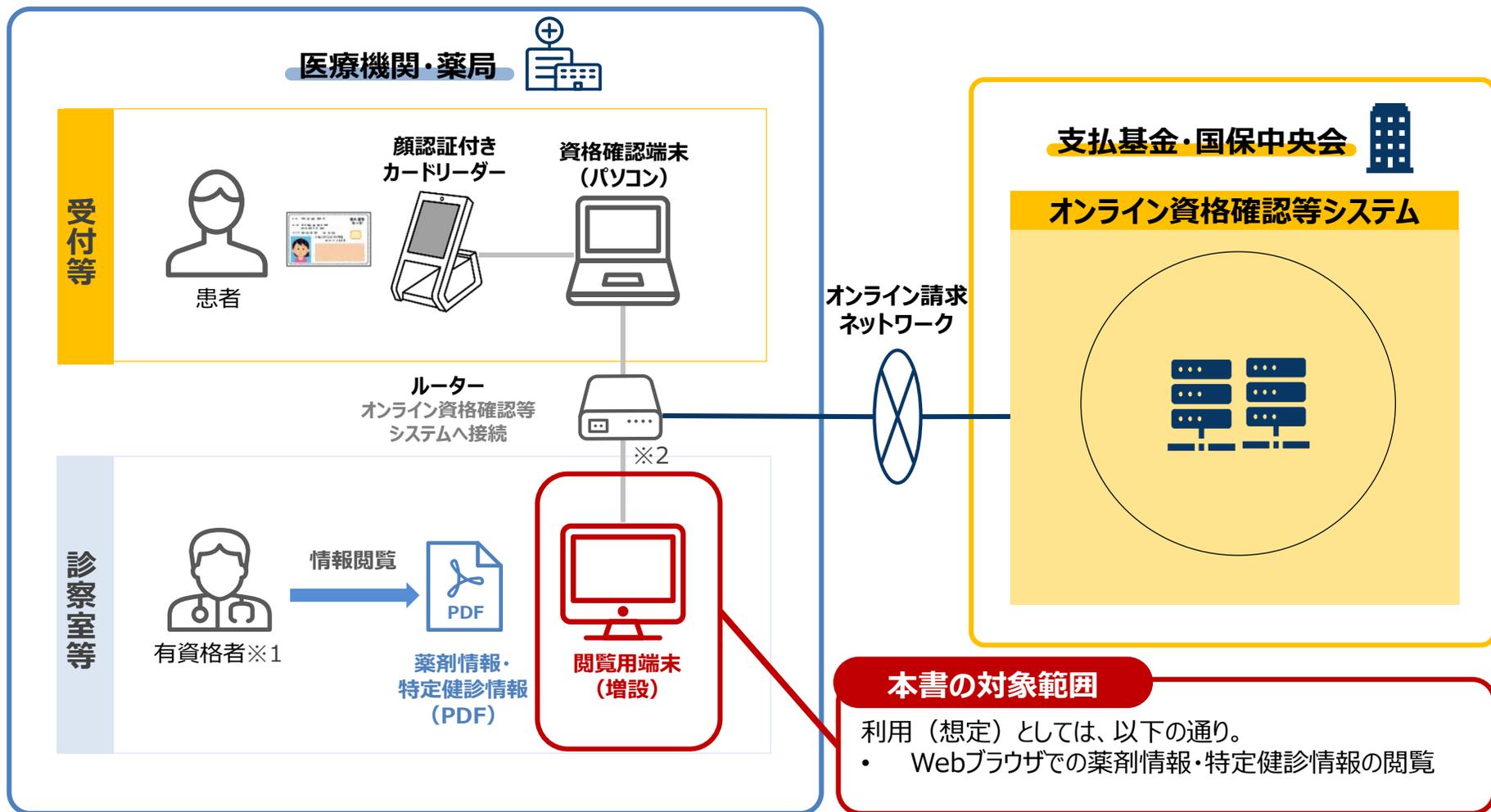


**【電子カルテシステム等を導入していない医療機関等向け】  
薬剤情報・特定健診情報の閲覧用端末における推奨要件**

# 本書について

- 本書は、電子カルテシステムや調剤システムを導入していない、又は、診察室等に見ることができる端末が無い医療機関・薬局にて、診察時や服薬指導時に薬剤情報・特定健診情報を閲覧するための端末（以下「閲覧用端末」という。）として推奨する仕様を示すものである。



※1：医師、歯科医師、薬剤師その他機関の長によって閲覧権限を付与された者を指す。

※2：有線ネットワークでの導入を想定。無線ネットワークを構築する場合は、「医療情報の安全管理に関するガイドライン」に基づき必要な対策を実施いただく。

# 閲覧用端末における推奨要件

- 推奨する要件を以下に示す。

分類		内容
OS		Windows10 IoT Enterprise 2019 LTSC 64bit版、又は Windows10 Enterprise 2019 LTSC 64bit版 (特別な制限等をかけていないものに限る)
通信機能	LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T準拠
その他		製造者は、Microsoft Edge (Chromium版) ブラウザをプリインストールした上で、使用可能な状態にしていることが望ましい。 ※Microsoft Edge (Chromium版) ブラウザをプリインストールしない場合は、納入者にセットアップが必要な旨通知すること。
		医療機関・薬局へ当該機器を納入する者は、Microsoft Edge (Chromium版) ブラウザが使用可能であることを納入前に確認すること。 ※当該機器にMicrosoft Edge (Chromium版) ブラウザがインストールされていない場合は、インストール等の必要作業を納入前に行うこと。
		セキュリティパッチ (Windows10 IoT Enterprise 2019 LTSC 64bit版、Windows10 Enterprise 2019 LTSC 64bit版向けに限る) をネットワーク経由で取得できる仕様とすること。 ※推奨OSの場合、オンライン請求ネットワーク経由で配信する。

## <注意事項>

- 保守の体制について、センドバック、オンサイト、ピックアップ保守以外を選択する場合は、医療機関・薬局と必ず合意すること。
- 医療機関・薬局に設置する際は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠いただき、必要なセキュリティ対策を行うこと。
- 推奨される要求仕様と異なる仕様の機器を利用する場合は、動作確認を、医療機関・薬局等に導入する前にシステムベンダーにて必ず実施すること。